



能代市 社協だより

令和3年1月1日
No.70

●編集発行／社会福祉法人 能代市社会福祉協議会
〒016-0817 能代市上町12番32号 能代ふれあいプラザ2F TEL 89-6000 FAX 89-6800
〒018-3151 能代市ニツ井町字三千町44番地34 ニツ井総合福祉センター TEL 73-3801 FAX 73-5648



新年のご挨拶

能代市社会福祉協議会会长 田 村 重 由



新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、本会の活動に対しまして、深いご理解と温かいご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活に計り知れない影響を及ぼしておりますが、本会は、こうした状況にあつても、身近な地域の中ではつながり、支え合い続ける活動を、市民の皆様とともに知恵を出し合い、工夫をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中で、本会は、本年4月の「権利擁護センター」の設置に向け、能代市をはじめ、相談支援関係機関、サービス提供事業所や、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等専門職の皆様のご協力をいただきながら準備作業を進めております。

能代市には、現在、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方が3000人以上おられると推定されるほか、権利擁護支援が必要な方は、自ら困っていることを訴えられない場合が多いと言われております。少子高齢化や核家族化が進むなかで、支援を必要とする方が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らしていくことができるよう、市民の皆様とともに取り組んできましたところですが、その重要性はより一層高まっています。本年も、皆様には、変わぬご支援とご協力を賜りますようお願い申します。結びに、本年が皆様にとりまして健やかで幸多き年でありますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和三年 元旦

本年もどうぞ
よろしく
お願ひ申し上げます

会長 田村 重由

副会長 鎌田 耕次
田村 久子

理事 能登 祐子
畠山 一昭

小山佳代子
淳城 聖子

今立茉美子
佐藤 和孝

五十嵐 馨
安井 孝夫

勝原みゆき
佐藤 昌純

沢田石信夫
工藤 政範

監事
吉田 昌純



※この「社協だより」は、皆様から頂いた会費を活用して発行しています。

社協からのお知らせ

福祉団体等助成事業の申請受付



制服リユース事業



能代市社会福祉協議会表彰式

令和2年度能代市社会福祉協議会表彰式が11月16日能代市旧料亭金勇でおこなわれ、長年にわたり地域福祉の向上に貢献された14名の方々が表彰されました。

（表彰者）

・大塚 金弘（能代地区少年保護育成委員会）
 ・佐々木 忠之（能代市身体障害者福祉協会）
 ・佐々木 雄（能代市連合婦人会）
 ・小野寺 キ子（能代市連合婦人会）
 ・若 杉 光（能代市連合婦人会）
 ・岡 谷 良（能代市連合婦人会）
 ・藤 谷 後（能代市連合婦人会）
 ・茂山 齊（能代市連合婦人会）
 ・奈 島 瑞（能代市連合婦人会）
 ・佐々木 雄（能代市連合婦人会）
 ・香代子 子（能代市母子寡婦福祉連合会）
 ・美保子 千代子（二ツ井地区更生保護女性の会）
 ・トモ子 子（能代市こども会育成連合会）
 （能代市赤十字奉仕団）
 （能代市ボランティア連絡協議会）
 （敬称略）

受賞された皆様、おめでとうございました。



対象団体

市内に在住し、地域住民を対象に自
主的に地域福祉活動を行う福祉団体、
ボランティア団体、NPO法人など
で、共同募金運動に積極的に参画す
る団体

対象事業

・高齢者の暮らしを支えるための活動
 ・障がい児・者の暮らしを支えるた
 めの活動

・児童・青少年の暮らしを支えるた
 めの活動

・その他、住民全般の福祉課題を解
 決するための活動

※対象となる事業は、市内において
 実施される地域福祉活動です。

1団体10万円を限度とし、予算の範
 囲内で審査委員会において決定しま
 す。

※同一事業で助成を受ける期間は5
 年を限度とします。

申 请 期 限
 令和3年2月10日(水)まで
 ※申請書は、能代市社会福祉協議会窓口にあり
 ます。ホームページからもダウンロードでき
 ます。

助 成 額

年を限度とします。
 ます。

申込み・問合せ

能代市共同募金委員会
 （能代市社会福祉協議会内）
 ☎ 89-16000



弁護士による 無料法律相談所



※在庫状況はこちらをご覧ください↓

高等学校に在籍する児童生徒、入
学・転校予定の児童生徒



※特に大きいサイズが
不足しています



利用対象者

生活に困窮している世帯（生活保
護世帯含む）等で市内の中学校・

市内の中学校、高校を卒業したり、着ることが
なくなった制服を引き取り、必要としている世
帯に無償で提供します。
 また、皆さまが保管している制服を必要な方
のために橋渡ししますので、ご提供下さい。

事業対象校

能代市内の中学校・高等学校

問合せ定時場合

開催日 令和3年1月27日(水)
 3月24日(水)
 2月24日(水)

開催場所

能代市社会福祉協議会面談室
 市内在住の方
 先着5名

能代市社会福祉協議会
 ☎ 89-16000



雪対策支援事業

- 雪んこレンジャー（除雪ボランティア）募集
自力で除雪を行うことが困難な高齢者世帯等のために、除雪ボランティアを募集しています。
- ・個人だけではなく団体・学校（部活動）・企業等の登録も可能です。

- ・除雪範囲は生活圏の確保に必要な生活路・ガスボンベやストーブ排気口周辺等の最小限度です。
- ・屋根の雪下ろしや駐車場の除雪は行いません。

● 燃料費の助成

- 個人・団体等で所有する除雪機等を使用して高齢者宅等（自力で除雪を行うことが困難な世帯等）を除雪する場合に、燃料費（冬期間1シーズンで上限は個人5千円、団体1万円）を助成します。

要件

- ・個人ボランティアの場合は3世帯以上での高齢者宅等を担当することと長又は、本人からの証明等が必要となります。
- ・団体ボランティアの場合は、地域内での高齢者宅等を除雪することと活動後、指定する報告書に自治会長又は、本人からの証明等が必要となります。

助成額 助成回数 問合せ

65歳以上の高齢者、就学前の子育て中の親子、身体・知的・精神障がいを持つ方、世代間交流を目的とした団体（ボランティアを含め5人以上）

参加者1人に付き100円を助成し3千円を限度とする。会場借上料は千円を限度に助成しています。

※自宅会場の場合は千円を助成します。

毎月1回まで

能代市社会福祉協議会



● 小型除雪機＆軽トラックダンプの貸出

- ・自力で除雪を行うことが困難な高齢者世帯等に除雪支援するクダンプ等を無料で貸出します。
- ・能代市社会福祉協議会

二ツ井総合福祉センター
☎ 891-6000
73-3801



いきいきサロン支援事業の登録団体募集



むつみ会



鶴形つくしの会

対象団体

高齢者や子育て中の親子、障がいを持つ方などが、地域の公民館や集会所等を拠点に、地域で孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを目的とした集いの場の運営に対し助成します。

65歳以上の高齢者、就学前の子育て

中の親子、身体・知的・精神障がいを

持つ方、世代間交流を目的とした団

体（ボランティアを含め5人以上）

参加者1人に付き100円を助成し

3千円を限度とする。

会場借上料は千円を限度に助成しま

す。

※自宅会場の場合は千円を助成しま

す。

毎月1回まで

能代市社会福祉協議会

生活福祉資金貸付のご案内

◆ 教育支援資金

低所得者世帯（生活保護基準額の1.7倍程度の世帯または生活保護世帯）を対象に無利子で教

育支援金をお貸しする制度です。

・教育支援費

高校、大学、高等専門学校等の就

学に必要な経費特に必要と認める場合に限り、貸付月額の

1.5倍の額まで貸付可能

- ・就学支度費 高校、大学、高等専門学校等の入学に必要な経費
- ・就学支度費 高校、大学、高等専門学校等の入

◆ 総合支援資金

失業された方などを対象に、相談支援（就労支援、家計指導等）を行い、自立が見込まれる世帯に必要な資金をお貸しする制度です。

- ・生活支援費 生活再建までに必要な生活費
- ・住宅入居費 住宅の賃貸契約に必要な経費
- ・一時生活再建費 日常生活費で賄えない、一時的に必要な経費

※貸付にはそれぞれ限度額がありますので、詳しい内容はホームページをご覧ください。

問合せ

能代市社会福祉協議会
☎ 891-6000



【善意】

心温かいご寄付

ありがとうございました。

・船山 節子 様

・株式会社ダイナム能代店様

寄付金品は、地域福祉活動に使わせていただきます。



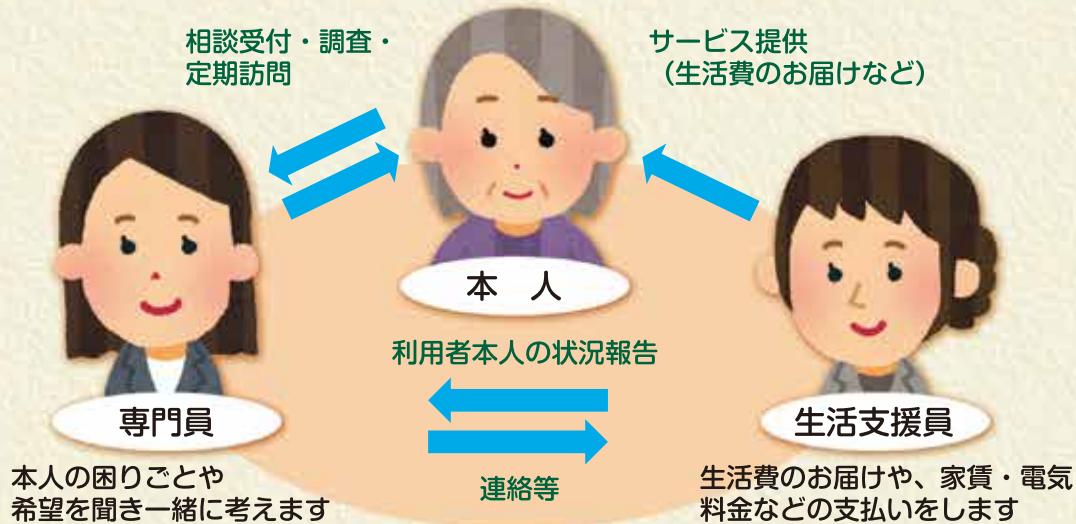
困りごと、心配ごとはありますか？

あなたや家族、知り合いの

Part 2

日常生活自立支援事業を知っていますか？

能代市社会福祉協議会では、判断能力に不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方々のために、福祉サービスの利用手続きや日常生活費の管理、預貯金通帳、印鑑、証書などの大切な書類の保管等を行い、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、専門員と生活支援員があ手伝いをします。



	日常生活自立支援事業	成年後見制度
概要	・日常的な生活援助の範囲内で支援を行う	・財産管理や身上監護（保護）に関する法律行為全般を行う
対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等 ・判断能力が不十分ではあるが、本事業の利用の意思と契約内容が理解できる人	・精神上の障がい等により意思表示をする能力が不十分、著しく不十分、欠く常況にある人
支援内容	・通帳・印鑑・年金証書等の預かり ・福祉サービスを利用する際の契約手続き等の援助 ・日常的な預金の払戻し、預け入れ等生活費の管理、福祉サービス利用料の支払い手続き	・預金、不動産、証券など財産全般の管理 ・施設への入退所契約、治療入院契約 ・不動産の売却や賃貸契約・解約 ・消費者被害の取消し
支援者	・能代市社会福祉協議会 (専門員・生活支援員)	・成年後見人、保佐人、補助人 (親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等及び法人)
費用	・相談は無料 ・サービスの利用は有料	・家庭裁判所が本人の資産状況等を判断して決定

問い合わせ先：権利擁護センター準備室 TEL 89-6000

